



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月11日火曜日 第205号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定調査機関の変更..... (環境政策課) ... 723
 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務の委託..... (子育て支援課) ... 723
 肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 723
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 723
 土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 724
 道路の区域変更(県道松山伊予線)..... (中予地方局管理課) ... 725
 道路の供用開始(")..... (") ... 725
 道路の区域変更(県道四国カルスト縦断線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 725
 道路の供用開始(県道美川松山線)..... (") ... 725
 指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 726
 指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 726
 指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 726

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 726
 愛媛県立衛生環境研究所移転等業務の委託..... (") ... 727

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第602号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第35条の規定により、指定調査機関から次のとおり土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中村時広

- 指定調査機関の名称
三浦工業株式会社
- 変更事項

土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称	
変更後	変更前
三浦環境科学研究所	環境事業本部

- 変更年月日
令和3年4月1日
- 指定番号
2020-38000-0001

○愛媛県告示第603号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中村時広

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

○愛媛県告示第604号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年5月25日	愛媛県第1286号	魚かす粉末	南海魚粕粉末660	窒素全量6.0 りん酸全量6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第605号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	常盤 勝利	伊予郡松前町大字筒井258
"	大淵 康高	伊予郡松前町大字筒井1869
"	石丸 敏彦	伊予郡松前町大字筒井262 - 1
"	早崎 信行	伊予郡松前町大字筒井1814
"	門田 守弘	伊予郡松前町大字筒井169
"	一色 勉	伊予郡松前町大字筒井215
"	赤星 文人	伊予郡松前町大字筒井10 - 2
"	國田 郁夫	伊予郡松前町大字筒井175
"	中島 正直	伊予郡松前町大字筒井257
"	石丸 正明	伊予郡松前町大字筒井231 - 3
監事	一色 正人	伊予郡松前町大字筒井395 - 2
"	古川 泉	伊予郡松前町大字筒井222

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	常盤 勝利	伊予郡松前町大字筒井258
"	大淵 康高	伊予郡松前町大字筒井1869
"	石丸 敏彦	伊予郡松前町大字筒井262 - 1
"	早崎 信行	伊予郡松前町大字筒井1814
"	門田 守弘	伊予郡松前町大字筒井169
"	古川 義臣	伊予郡松前町大字筒井174
"	古川 泉	伊予郡松前町大字筒井222
"	石丸 正明	伊予郡松前町大字筒井231 - 3
"	一色 正人	伊予郡松前町大字筒井395 - 2
"	豊田 年秋	伊予郡松前町大字筒井276 - 1
監事	仙波 俊彦	伊予郡松前町大字筒井220
"	石丸 正明	伊予郡松前町大字筒井231 - 3

○愛媛県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高松 宏	松山市東長戸3丁目9 - 21
"	高松 康夫	松山市東長戸3丁目7 - 37
"	永田 博道	松山市東長戸2丁目10 - 5
"	宮園 幸美	松山市東長戸2丁目10 - 25
"	岡本 昌人	松山市東長戸2丁目9 - 36

"	高松 壽幸	松山市東長戸3丁目11 - 46
"	安田 傑	松山市東長戸2丁目7 - 5
監事	高橋 賢三	松山市東長戸3丁目9 - 18
"	永田 時雄	松山市東長戸2丁目11 - 3
"	安田 英二	松山市東長戸3丁目3 - 9

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高松 康夫	松山市東長戸3丁目7 - 37
"	永田 時雄	松山市東長戸2丁目11 - 23
"	高松 壽幸	松山市東長戸3丁目11 - 46
"	岡本 昌人	松山市東長戸2丁目9 - 36
"	門屋 昌泰	松山市東長戸3丁目2 - 15
"	永田 博道	松山市東長戸2丁目10 - 5
"	高松 宏	松山市東長戸3丁目9 - 21
監事	五百木 公紀	松山市東長戸3丁目2 - 1
"	安田 稔	松山市東長戸2丁目10 - 24
"	永田 時雄	松山市東長戸3丁目9 - 18

○愛媛県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	竹内 正	松山市富久町302 - 1
"	川口 博幸	松山市富久町317
"	玉乃井 晃	松山市富久町225
"	高橋 清	松山市富久町338
"	須山 浩光	松山市富久町319
"	友澤 靖定	松山市富久町213
監事	玉乃井 和利	松山市富久町223
"	玉井 新作	松山市富久町332

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	玉乃井 洋一	松山市富久町315
"	竹内 正	松山市富久町302 - 1
"	川口 博幸	松山市富久町317
"	玉乃井 晃	松山市富久町225
"	高橋 清	松山市富久町338
"	須山 浩光	松山市富久町319
監事	玉乃井 和利	松山市富久町223
"	玉井 紀夫	松山市富久町467

○愛媛県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	松山伊予線	松山市古川西三丁目1138番7から 同市古川南三丁目1220番4地先まで	旧	メートル 13.1~27.5	キロメートル 0.073	
			新	13.1~33.4	0.073	

○愛媛県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川西三丁目1138番7から 同市古川南三丁目1220番4地先まで	令和3年5月11日

○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	四国カルスト縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8109番1地先から 同町西谷字横野8109番1地先まで	旧	メートル 7.7~10.8	キロメートル 0.379	
			新	8.1~14.6	0.379	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106番地先から 同町西谷字横野8106番地先まで	旧	6.1~9.5	0.133	
			新	8.3~21.4	0.133	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106番地先から 同町西谷字横野8106番地先まで	旧	6.5~12.5	0.179	
			新	9.2~12.5	0.179	

○愛媛県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝1158番3から 同町有枝1157番2まで	令和3年5月11日

○愛媛県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年5月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般社団法人のんびり家	訪問介護事業所 のんびり家	愛媛県西予市宇和町野田45番地	令和3年3月1日	訪問介護

○愛媛県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
公益財団法人 正光会	訪問看護ステーション御荘	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和3年3月31日	訪問看護
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	愛媛県宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和3年3月31日	訪問リハビリテーション
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	湯島の里	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地806番地	令和3年3月31日	短期入所生活介護
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	社協 ヘルパーステーション 保内	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1 保内保健福祉センター1階	令和3年3月31日	訪問介護
一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡医師会 訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	令和3年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月11日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	愛媛県宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和3年3月31日	介護予防訪問リハビリテーション
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	湯島の里	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地806番地	令和3年3月31日	介護予防短期入所生活介護

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和3年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 試験の日時
令和3年8月31日（火）13時30分
- 2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）
 愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）
 ただし、受験申込者が多数の場合は、他会場においても実施することがある。受験申込者には受験票により通知する。

- 3 受験願書の提出期間
令和3年6月21日（月）から7月2日（金）まで。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
住所所在地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件 名

愛媛県立衛生環境研究所移転等業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立衛生環境研究所移転等業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月30日まで

(5) 委託業務の履行場所

移転元（搬出場所）：愛媛県松山市三番町八丁目234番地

移転先（搬入場所）：愛媛県東温市見奈良1545番地4

(6) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、委託期間内の本業務に要する費用の総額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

(4) 愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者であること。

(5) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）の大学、研究機関等における移転業務を、この入札公告の日から過去5年間に於いて単独で2件以上受注し遂行した実績を有する者であること。ただし、当該移転業務は次のいずれにも該当すること。

ア 1契約あたり1億5千万円以上のものであること。

イ 本業務と同種・類似した仕様の検査機器や備品類の移転・設置・調整作業を含むものであること。

(6) 本業務の遂行に当たって、業務を統括する責任者を配置することができる者であること。業務を統括する責任者は、本業務と類似した移転業務の経験を有する者であること。

(7) 仕様書の「検査機器・家具什器類リスト」でAランクに指定する機器について、製造会社又は製造会社指定業者等の技術者に直接作業を実施させることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課 薬事係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2391

(2) 入札書の受領期限

令和3年7月2日（金）午前10時まで

持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月1日（木）午後4時までで上記(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)の場所での手渡しにより交付する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月2日（金）午前10時

イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第7会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記により入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和3年6月21日（月）午後5時15分まで

イ 提出場所

上記3(1)に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Transportation etc. of Ehime Prefectural Institute of Public

Health and Environmental Science , 1 set

(2) Time limit of tender:

(by hand): 10:00 a . m . on Friday 2 July 2021

(by registered mail): 4:00 p . m . on Thursday 1 July 2021

(3) For further information , please contact: Pharmaceuticals
and Hygiene Division , Health and Hygiene Subdepartment ,
Health and Welfare Department , Ehime Prefectural
Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime
790 8570 Japan

TEL : 089 912 2391